

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年（平成27年）

June 6月号

平成27年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について



せつべとべ（日置市日吉）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成27年度	
全国安全週間実施要綱及び説明会日程について	2～3
平成27年度全国安全週間説明会のご案内	4
「職場意識改善助成金」のご案内	5～6
ゆう活しませんか？	
～はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方～	6
「医療労務管理相談コーナー事業」について	7
梅雨期の労働災害防止対策	8
熱中症を防ごう！	8
災害に学ぶ ～回転する機械へはさまれ・巻き込まれ～	9

中小企業を応援します ～業務改善助成金の活用を～	10
平成27年業種別死傷災害発生状況（4月末）	10
奄美諸島から初めて「くるみん」企業が誕生しました	11
学卒職業紹介状況	11
6月は第30回男女雇用機会均等月間です！	12
平成27年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内	13
鹿児島地区出張特別試験のご案内	14
車両系建設機械（解体用）技能特例講習、出張講習開催のご案内	15
平成27年7月の講習開催のご案内	16

さくらじま

私は周囲から「釣りキチ」と呼ばれている。2月～4月は錦江湾口で桜鯛を、5月～8月は甞島周りで真鯛や赤いかを、9月～11月は錦江湾で真鯛やハマチをと、一年中、船釣りを楽しんでいる。鹿児島県は魚の種類・量も豊富で、「釣りキチ」の私にとってはまさに天国である。

そんな船釣りを楽しみながらも、私には気になることが一つある。それは、釣り船の同乗者の中にライフジャケット（救命胴衣）を着けていない人をよく見かけることである。「板子一枚下は地獄」とは、船乗りという仕事が非常に危険であ

ることのたとえである。

私は、暑い時も苦にならない膨張式ライフジャケットを着け、仲間にも必ず着用させている。また、スマホは完全防水のケースに入れて、万が一、海に落ちた場合でも、すぐに「118」で海上保安部に緊急通報できるようにしている。

働く場でも、保護帽、安全帯、安全靴などの保護具が準備してあるが、適切に使用・着用しないと本来の機能を発揮することはできない。危険に対する準備は抜かりなく、これは、レジャーでも職場でも同じことである。

さて、この週末も安全第一大漁成就といきたいものである。

平成27年度全国安全週間

平成27年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少しているが、平成26年上半年は労働災害が大幅に増加し、8月に緊急対策を講じたものの、平成26年の労働災害は前年を上回る結果となった。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定される。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言えない状況も考えられる。

これらの状況を踏まえ、平成27年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、以下のとおりとする。

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成27年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成27年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

① 共通事項

- ア 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚
- イ 安全パトロールによる職場の総点検の実施

② 特別重点事項

- ア 転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認
- イ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認

③ その他

- ア 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほか ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- イ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ウ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- エ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 共通事項

- ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 安全衛生管理体制の確立

- a 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- b 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- c 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備

(イ) 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- a 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施
- b 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- c 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(ウ) 自主的な安全衛生活動の促進

- a 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- b 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- c リスクアセスメントの普及促進及びその結果を踏まえた機械設備の安全化、作業方法、作業環境等の改善
- d 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進

(エ) その他の取組

- a 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- b 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

イ 業種横断的な労働災害防止対策

(ア) STOP！転倒災害プロジェクト2015

- a 4Sの徹底による安全な作業通路の確保
- b 転倒しにくい安全な歩き方、作業方法の推進
- c 作業内容に適した防滑靴等の着用の促進

(イ) 交通労働災害防止対策

- a 適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減
- b 交通危険マップ等による危険情報の共有

- c 点呼時の交通KY活動による安全意識の高揚
 (ウ) 熱中症予防対策
 a WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 b 計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 c 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分積極的摂取
 d 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 (エ) 腰痛予防対策
 a 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
 b 腰痛予防に関する労働衛生教育（介護作業等の雇入れ時教育を含む。）の実施、腰痛予防体操の励行
 (オ) 酸素欠乏症等の防止対策
 a 酸素欠乏危険場所における酸素及び硫化水素濃度の作業前測定の実施
 b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 (カ) 化学物質による労働災害防止対策
 a 化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
 b SDS等により把握した危険有害性情報に基づく、化学物質の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の推進
 ② 業種の特性に於いた労働災害防止対策
 ア 製造業における労働災害防止対策
 (ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 (イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
 (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
 イ 建設業における労働災害防止対策
 (ア) 一般的事項
 a 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 b 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
 c クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 d 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮
 (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 a 幅員工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
 c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
 ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推

進

- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
 (イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
 (ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 エ 第三次産業における労働災害防止対策
 (ア) 安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施
 オ 林業の労働災害防止対策
 (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
 (イ) 間伐作業での安全対策の徹底
 (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
 カ 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策
 (ア) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 (イ) 特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

平成27年度 全国安全週間説明会日程表

	日 時	業 種	主 催 者	会 場
鹿児島県管内	6月5日(金)13時30分～	全業種	基準協会	串木野さのさ荘(シーサイドガーデンさのさ)
	6月8日(月)13時30分～	全業種	基準協会	枕崎市市民会館
	6月9日(火)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月9日(火)13時30分～	全業種	基準協会	指宿市民会館
	6月10日(水)13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月11日(木)10時～	建設	建災防	南薩建設会館
	6月11日(木)13時30分～	全業種	基準協会	南さつま市民会館
	6月12日(金)13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月15日(月)10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月16日(火)10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月16日(火)13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月17日(水)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月24日(水)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月25日(木)10時～	全業種	基準協会	種子島建設会館
	6月29日(月)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月30日(火)10時～	全業種	基準協会	屋久島環境文化村センター
	6月10日(水)13時30分～	全業種	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
川内署管内	6月11日(木)10時～	建設	建災防	出水建設会館
	6月11日(木)14時～	全業種	基準協会	出水音楽ホール
	6月16日(火)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月17日(水)10時～	建設	建災防	川内建設会館
	6月23日(火)10時30分～	建設	建災防	飯島建設会館
	6月23日(火)13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
鹿屋署管内	6月15日(月)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月16日(火)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月17日(水)13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県交通安全協会志布志地区協会
	6月19日(金)14時～	全業種	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月8日(日)14時～	全業種	基準協会	加音ホール
	6月9日(火)10時～	建設	建災防	始良郡建設会館
加治木署管内	6月10日(水)10時～	建設	建災防	大口建設会館
	6月10日(水)14時～	全業種	基準協会	伊佐市文化会館
	6月11日(木)10時～	建設	建災防	栗野建設会館
	6月2日(火)10時～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月2日(火)13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
	6月5日(金)13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	瀬戸内建設会館
名瀬署管内	6月8日(月)15時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	与論町中央公民館
	6月9日(火)15時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	和泊町中央公民館
	6月16日(火)10時～	一般・建設	基準協会 建災防	徳之島建設会館
	6月22日(月)13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	喜界町中央公民館

(公社) 鹿児島県労働基準協会

是非、参加下さいませようご案内致します。また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

- 4 -

学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- ① アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう
- ② バイト代は、毎月、決められた日に、全額払いが原則
- ③ アルバイトでも、残業手当があります
- ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- ⑤ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
- ⑥ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- ⑦ 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

確かめよう！
労働条件。



詳しくはこちら
ポータルサイト

「確かめよう 労働条件」



※「総合労働相談コーナー」は鹿児島労働局企画室及び各労働基準監督署に設置されています

職場意識改善助成金制度について

鹿児島労働局監督課

この助成金は、中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成金を支給するものです。

職場環境改善コース、テレワークコース、所定労働時間短縮コースの3コースがあり、今回はこのうち2コースについて紹介します。なお、この助成金には申請の締切がありますのでご注意ください。詳細につきましては、鹿児島労働局監督課にお問い合わせいただくか、助成金ウェブページ（鹿児島労働局ホームページ内の各種助成金のページにリンクがあります。）をご覧ください。

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に取り組む意欲がある中小企業事業主
中小企業事業主の範囲→

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	3,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	200人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ①～③のうち1つ以上実施してください

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定の作成・変更(計画的付与制度の導入など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)※(注:成果目標をいずれも達成した場合は、支給対象となります。)

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標 支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

厚生労働省・都道府県労働局

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額		
掛金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額		
成果目標の達成状況	a, bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a, bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課(東京局、愛知局、大阪局は労働時間課)に提出し、事業実施の承認を受ける(締切は10月15日(木))

↓

2 事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

↓

3

労働局に支給申請(締切は2月末日)

お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaennai/roudoukyoku/>

(H27.4)

商業・映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による**所定労働時間の短縮**を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特別措置対象事業場）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する**中小企業事業主**

特別措置対象事業場の範囲

従事10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- ① 商業（物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業）
- ② 映画・演劇業（映画、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。）
- ③ 保健衛生業（病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）
- ④ 接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業）

中小企業事業主の範囲（AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。）

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 へいづれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（所定労働時間に関する規定の整備など）
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計（デジタコ）
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）

などの導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。



厚生労働省・都道府県労働局

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成28年2月15日まで）に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知局、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（火））

2 事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

3

労働局に支給申請（締切は2月末日）

お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課
詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H27.4)

ゆう活しませんか？

鹿児島労働局監督課

朝早くから働きはじめ、明るい夕方のうちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことにより、ワークライフバランスを実現しましょう。

ゆう活

はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方。『ゆう活』
「夏の生活スタイル変革」の通称が決定

政府は、「夏の生活スタイル変革」の通称を『ゆう活』に決定し、『ゆう活』を促す国民運動を盛り上げていくこととしました。「夏の生活スタイル変革」は、朝早くから働き始め、明るい夕方のうちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことを推進してワークライフバランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的としています。

『ゆう活』とは

『ゆう活』（ゆうやけ時間活動推進）は、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方から名付けられました。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。『ゆう活』を通じて、国民の働き方が変わること、生活スタイルの変革を推進します。

ゆうやけ時に

悠々とした時間が生まれる。

友人と会える。

遊ぶ時間が増える。

家族で過ごす優しい時間ができる。

新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。

勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる

自分の時間で生活を豊かにしていこう。



『ゆう活』のロゴマークについて

夕方を想起させるオレンジ色を基調に、豊かな時間が広がっていくことを表現したデザインです。

医療機関の事業主・労務管理担当者の皆様へ 「医療労務管理相談コーナー事業」について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、平成23年度から医療分野の「雇用の質」の向上に向けた各種取り組みを行っています。平成26年度からは個々の医療機関のニーズに応じて主として労務管理面における支援を行うことを目的とする「医療労務管理相談コーナー事業」を開始し、平成27年度は、これを鹿児島県社会保険労務士会に委託しています。

当事業では、鹿児島県社会保険労務士会内に相談対応業務等を行う「相談コーナー」を設置し、医療労務管理アドバイザーが常駐して無料で相談等に応じています。

医療機関の事業主・労務管理担当者の皆様へ

「医療労務管理相談コーナー」の利用案内

～医療機関における労務管理全般に関するご相談を「無料」でお受けいたします～

医療機関の皆様、勤務環境の改善を進めるに当たってのお悩みはありませんか？

鹿児島県社会保険労務士会では、鹿児島労働局からの委託を受け、「医療労務管理相談コーナー」を設置し、医療分野の人事・労務管理の専門家である「医療労務管理アドバイザー」を配置し、労務管理全般の改善についての個別相談、希望される医療機関への個別訪問に対応しております。

費用は一切かかりませんので、是非ご活用ください。

「医療労務管理アドバイザー」への具体的なご相談内容は、例えば、以下のとおりです。

- ◇ 所定労働時間、休日、休暇制度の見直しについて
- ◇ 交代勤務、当直勤務の見直しについて
- ◇ 労働時間管理の適正化について
- ◇ シフト表を作成する際の留意事項について
- ◇ 時間外労働の削減方法について
- ◇ 育児・介護支援について
- ◇ 助成金制度について など



〈医療労務管理アドバイザーとは〉

人事・労務管理の専門家である社会保険労務士のうち、医療労務管理コンサルタント研修を修了した専門的知識を有する者です。

鹿児島県社会保険労務士会では、10名の医療労務管理アドバイザーを委嘱し、個別相談等に対応しています。

〈相談コーナー設置場所〉

〒890-0057

鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル2階 鹿児島県社会保険労務士会内

電話：099-257-4823 FAX：099-257-2219

※ 医療労務管理アドバイザーによる医療機関への訪問は、法違反に対する指導とは異なり、医療機関の主體的な取り組みを側面から援助するものです。

梅雨期の労働災害防止対策

鹿児島労働局 健康安全課

日本では、毎年、梅雨がおとずれ、大雨による河川の氾濫や土砂崩壊などの災害が全国各地で発生し、これまでも多くの方々が被災されています。大雨や洪水などの被害を防ぐために、土砂災害防止の砂防設備やかけ崩れ防止対策、川の氾濫を防ぐ治水工事などの対策が講じられていますが、自然の力が勝れば、災害は発生します。大雨などの防災気象情報などに注意し、災害に対する備えを怠らず、危険を感じたら早めに退避するなどの行動をとることが重要だと言えます。また、私たちが働く職場や職場へ向かう通勤途中にこれらの災害に巻き込まれることもあります。さらに、土木工事業においては労働者が危険な災害復旧工事現場で働くこともあり、危険な災害復旧のための現場であるとは言え、働く人たちの安全を軽視することはできません。

平成22年1月から平成26年12月までの5年間に鹿児島労働局管内で発生した土砂災害件数は7件で、うち死亡が1件でした。これらの死傷災害は、例年雨が多い5月から6月に限らず、1年中発生しております。工事の種類では、下水道工事、水路工事、排水溝工事などの「水」が関係する工事等で発生しています。

以上を踏まえ鹿児島労働局では、特に梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期すよう、建設業者等の関係者に対し、次の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその実施をお願いしています。

まずは「安全第一」を基本に考え、気象情報などの早めの把握と把握した気象情報などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。なお、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。
- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 4 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 5 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する『土止め先行工法』を積極的に導入すること。
- 6 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講じること。
- 7 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

熱中症を防ごう！

鹿児島労働局 健康安全課

近年、夏季の記録的猛暑が顕著です。

総務省消防庁発表の資料によると、平成26年夏季（6月～9月）の当県内の熱中症による救急搬送状況は、756名で、うち死亡者は1名でした。

また、当局の集計では、労働の場における休業4日以上の中症の発生件数は、平成23年が4件、24年が7件（うち死亡1件）、25年が13件、26年が7件（うち死亡1件）でした。これらも夏季の発生が顕著でしたが、平成25年は10月にも2件、26年は4月にも1件

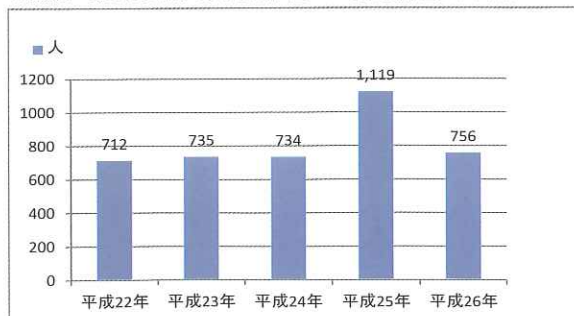
発生しました。なお、業種は様々で、屋外労働者に限らず、製造業や運送業などで就労する労働者にも発生しています。

熱中症の発生については、高温多湿環境下での作業の認識のないまま作業が行われていることにその根本的な原因があり、具体的には適切な休憩時間がとられていない、水分・塩分等の補給が適時行われていない、作業者の健康状態が把握されていないことなどによるものが多くなっています。

今年もこれから暑くなりますので、職場の熱中症予防対策にご注意ください。

なお、別掲のパンフレットを鹿児島労働局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

夏季(6～9月)の当県における熱中症による救急搬送状況(平成22～26年)



※出典：総務省消防庁発表データ

熱中症を防ごう！

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」をご存じですか？

熱中症とは、高温多湿環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調節機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神	筋肉痛・筋肉の硬直	大量発汗
頭痛・気分不良・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感		
意識障害・痙攣・手足の運動障害		高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

以下の項目をチェックして

職場の熱中症予防に努めましょう！

- WBGT値⁽¹⁾の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間⁽²⁾を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

(1) WBGT値は、暑さ指数（WBGT）の低減に努めていますか？

(2) 熱への順化期間とは、暑熱環境に曝露された後、体温調節機能が正常に機能するまでの期間を指します。

以上の職場における熱中症予防対策についての詳細「熱中症を防ごう！」は、鹿児島労働局のホームページに掲載されており、詳しくご覧ください。（健康安全課）

災害に学ぶ

回転する機械へ

はさまれ・巻き込まれ

鹿児島労働局健康安全課

1 はじめに

製造業、建設業及び飲食業や小売業等のサービス業など、ほとんど全ての業種に共通して起こりうる災害の一つに、回転する機械へのはさまれ・巻き込まれ災害があります。

回転する機械としてベルトコンベヤー、魚肉及び芋などをすりつぶす機械、モルタルを調合するミキサーなど様々な機械が多く、事業場で日常的に使用されています。

これらの機械について安全性を無視したり、本来の使用手順や作業手順を誤ったり、又は故意に怠ったりしたときには重篤な災害が発生することがあります。

今回は三つの業種で発生した回転する機械へのはさまれ・巻き込まれ災害の事例をいくつか紹介します。

2 災害事例

事例①（食肉加工業）

（災害発生状況）

切り分けられた肉をベルトコンベヤーで運搬中に、肉片がベルトとコンベヤーの折り返し部分にある回転体との隙間に落ちたため、肉片を取ろうとして、咄嗟にベルトコンベヤーを停止することなくその隙間に手を入れてしまい、指二本を第一関節から切断しました。

ベルトコンベヤーによる災害の多くはこのようなトラブル対応時に発生しているか、清掃中又は点検整備中に発生しています。

（災害発生原因）

- ・ベルトと回転体との間に手を入れられるような隙間があったこと。
- ・ベルトコンベヤーを停止することなく、肉片を取り除こうとしたこと。

（再発防止対策）

- ・ベルトと回転体の隙間に手が入らないよう覆い等を設けること。
- ・機械の異常やトラブルの際にはまず機械を停止してから対処すること。

事例②（スーパーマーケット）

（災害発生状況）

食肉売り場において、挽肉を作る機械（ミンチ機）に肉を投入していた労働者が、最後の肉を機械に入れたところ、肉を挽くためのスクリュウと呼ばれる回転体に肉が届かなかったため、機械を動かしたまま手で強く押し込んだところ、スクリュウに手を巻き込まれ、指を開放骨折しました。

同じような構造の機械は、魚のミンチや、サツマイモのあんを作る場合などにも使用されています。また、業種もスーパーマーケットに限らず食品品製造業、飲食店及び病院や学校の給食室など調理場のある多くの事業場で使用されています。

（災害発生原因）

- ・材料の投入口が人の手の入るような大きさであったこと。
- ・機械の運転を停止することなく、手で材料を押し込んだこと。

（再発防止対策）

- ・材料の投入口に、材料は入るが手は入れられないような覆いを設けること。
- ・材料を押し込む必要がある際には棒などの道具を補助具に用いて行うこと。その際も機械を停止して行うこと。

事例③（コンクリート製造業）

（災害発生状況）

機械の点検整備中、チェーンベルト部分にグリスを塗った後、グリスの塗り具合を機械を動かしながら確認していたところ、一部に不十分な箇所がみられたため、その部分に素手でグリスを塗ろうとした被災者が、機械を動かしたまま作業を行ったことによりチェーンベルトと歯車に巻き込まれ、

指を開放骨折しました。

このほか、機械の点検整備中の災害としては、別の労働者が点検整備中であることに気付かず機械を作動させてしまい、点検中の労働者が動力部に指を巻き込まれて切断したという災害も発生しています。

（災害発生原因）

- ・機械を停止することなく作業を行ったこと。

後段については、

- ・点検整備中の機械に対して作動キーを抜いたり、点検整備中であることが他の労働者にもわかるような表示していなかったこと。

（再発防止対策）

- ・必要に応じ補助具を用いること。
- ・機械を停止させてから作業を行うこと。その際には完全に機械が停止したかを確認すること。

後段については、

- ・点検整備中の機械の作動キーを抜いて機械を動かさないようにすること。
- ・作動スイッチの上に点検整備中である旨の札を貼るなど、点検整備中であることを他の労働者にも確実にわかるように表示すること。

3 考察

今回は回転する機械によるはさまれ・巻き込まれ災害について三つの事例を挙げて紹介しました。

いずれの事例も機械を作動させたまま作業やトラブルの対処を行ったために発生しています。

特に、日常行わないような臨時の作業やトラブルが発生したときの対応は、労働者が慣れていないことや気が焦っていることもあり、冷静な対応ができなくなることが多いため災害が発生する可能性が高まります。このため平時から安全教育を行ったり、緊急時の対応について確認しておいたり、作業手順を確立しておく必要があります。

しかし、労働者も人間である以上、操作手順のミスや判断ミス、予期せぬ咄嗟の行動などは起こしてしまいます。このため、機械との接触防止を人間の注意力のみに頼ることは本質的な安全対策、再発防止対策であるとはいえません。お気づきかもしれませんが、事例①及び②については（再発防止対策）のところで「労働者に機械を停止させて作業させるように指導する。」ことよりも「機械に対して安全対策を施す。」ことを先に書いています。

つまり、機械設備そのものに安全対策を施す、たとえ労働者がミスを犯したとしても災害が発生しないような構造にすることがこれらの災害を防ぐための最優先課題になります。

このような措置を講じることができない場合、例えば事例③のように点検整備のため回転する部分をむき出しにして作業しなければならぬ場合等には、優先順位2番目の措置として、危険箇所に触れずに作業できる補助具が使用できないか等を考える必要があります。

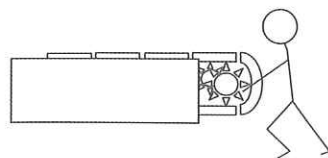
これらの措置を全て行った後で初めて労働者への安全教育や指導、作業手順の遵守徹底等による安全対策を講じることになります。

4 おわりに

一番最後とはいえ教育や指導も重要な安全対策です。労働者は安全装置や補助具で自らを守ることができず、同時に自ら安全装置を取り外すこともできますし、補助具を使用せずに作業することもできるのです。特に安全装置や補助具があると作業効率が悪くなるときや危険な操作をしても今まで怪我をしなかったときなどにそのような行動を取りがちです。

機械の危険性や補助具の重要性を教育すること、適切な作業手順を確立し遵守するように指導することは、人間の思考や行動に「安全装置」を取り付けることになります。

機械そのものを安全なものにすることと同時にそれを使う人間にもしっかりと「安全装置」を備えることで悲惨な災害に「巻き込まれる」ことが防げるのです。



中小企業を応援します 業務改善助成金の活用を

鹿児島労働局貸金室

鹿児島労働局では、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、平成23年度から、

- 1 業務改善助成金事業
 - 2 中小企業無料相談事業
- の取り組みを行っています。

1 業務改善助成金事業

まず、あなたの事業場で最も低い賃金額を確認して下さい。日給や月給の場合、所定労働時間数で割って、時間額に換算して下さい。これを「事業場内最低賃金」といい、800円未満の労働者を雇用している中小企業の事業主が、この助成金の対象になります。

次に、助成金の申請を行うには、「単年度で事業場内最低賃金を40円以上引き上げること」と、「労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善計画を、労働者の意見を聴いて作成すること」の2つが必要です。

助成金の額は、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）ですが、上限額は引上対象労働者数及び引上げ額に応じて、以下の表のとおりとなります。

なお、助成金は、国の予算の範囲内での支給となりますので、ご注意ください。

【業務改善計画の例】

業務改善とは、作業効率の向上につながる設備投資等を行い、①労働能率増進に資する設備・機器の導入費用②コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用などが考えられます。

なお、27年度から①特殊車両（8ナンバー）以外の車両②汎用パソコン及び周辺機器③就業規則、賃金規定等の作成費用④通常、事業を行うに当たり社会通念上当然必要となる経費は対象外となりましたので、事前にご相談ください。

それでは、これまでに鹿児島労働局で交付決定した業務改善事例をご紹介します。

◎介護事業の例

車椅子の利用者を送迎するためのリフト付き特殊車両を導入することで、労働者の負担の軽減と時間短縮を図った。

◎小売業の例

POSシステムを導入することにより、売上データの把握や商品管理をより早く正確に行い、データに基づく提案型の商品開発を行うことにより売上増大を図ることができた。

◎倉庫業の例

倉庫の在庫管理を手作業で行っていたが、バーコード管理システムを導入することで、熟練者に限られた業務が誰でも対応可能になった。

◎ホテル・飲食業の例

予約受付や顧客管理を電話、FAX、紙台帳で行っていたが、インターネットで予約受付からフロント業務まで一貫して行えるシステムを導入し、作業の効率化を図った。

【手続上の注意点】

この助成金を利用するには、あらかじめ、賃金改善計画と業務改善計画を盛り込んだ「交付申請書」を鹿児島労働局長に提出し、交付決定を受ける必要があります。助成金の対象となる賃金改善及び業務改善は、交付決定後に実施するもの

に限られますので、手続きの流れにご注意ください。

また、事業完了後は、1か月以内に「事業実績報告書」を提出する必要があります。

設備投資等の計画がございましたら、前記のとおり、国の予算の上限に達し次第締め切りますので、できるだけ早めに貸金室までご相談いただきますようお願いいたします。

また、設備投資等による申請を検討される際は、その設備等を導入すれば、どのような作業が効率化できるのか十分検討してください。

2 中小企業無料相談事業

最低賃金引き上げに伴う労務管理上の問題や経営上の悩み、或いは「業務改善助成金」の申請手続き等の相談に無料で対応する相談窓口業務や専門家派遣業務を、鹿児島県社会保険労務士会に委託して、毎週火曜日と木曜日に「鹿児島県最低賃金総合相談支援センター」を開設しています。（TEL099-257-4823）

以上、最低賃金引上げのための中小企業支援を2つご紹介しました。事業場の賃金水準を少しでも改善しようとする中小企業事業主の皆さん、これらの制度を十分活用し、経営にお役立てください。

詳しくは、鹿児島労働局貸金室（TEL099-223-8278）まで、お問合わせ下さい。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（4月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	416	4	437	7	-21	-3
1 製造業	78	1	84	2	-6	-1
1 食料品製造業	44		52	1	-8	-1
4 木材・木製品製造業	1		8		-7	
9 窯業土石製品製造業	4		3		1	
11~12 金属製品製造業	6	1	4		2	1
13~15 機械器具製造業	8		6		2	
上記以外の製造業	15		11	1	4	-1
2 鉱業			1		-1	
3 建設業	78	1	65	1	13	
1 土木工事業	24	1	30	1	-6	
2 建築工事業	46		29		17	
3 その他の建設業	8		6		2	
4 運輸交通業	53		66	3	-13	-3
1 鉄道・航空機業	2		2			
2 道路旅客運送業	2		7	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	49		57	2	-8	-2
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	5		4		1	
1 陸上貨物取扱業	1		3		-2	
2 港湾運送業	4		1		3	
6 農林業	21	1	21			1
1 農業	7		7			
2 林業	14	1	14			1
7 畜産・水産業	21	1	19		2	1
8 商業	50		75		-25	
1 卸売業	4		10		-6	
2 小売業	38		60		-22	
3 理美容業						
4 その他の商業	8		5		3	
9 金融・広告業	2		3		-1	
11 通信業	1		2		-1	
12 教育・研究業	4		3		1	
13 保健衛生業	43		44		-1	
1 医療保健業	16		18		-2	
2 社会福祉施設	26		23		3	
3 その他の保健衛生業	1		3		-2	
14 接客娯楽業	29		25	1	4	-1
1 旅館業	7		4		3	
2 飲食店	12		14	1	-2	-1
3 その他の接客娯楽業	10		7		3	
上記以外の事業	31		25		6	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	19		12		7	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	10		13		-3	
陸上貨物運送事業(4-3-5-1)	50		60	2	-10	-2
第三次産業(8~17)	160		177	1	-17	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上（災害によるもので、死亡者を含みます）。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

奄美諸島から初めて「くるみん」企業が誕生しました

鹿児島労働局雇用均等室

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。今般、次の4法人の認定を行い、管内の認定企業は28法人になりました。

社会福祉法人 徳之島福祉会は、奄美諸島初のくるみん認定企業です。

〈平成27年4月20日交付〉

○医療法人 潤愛会 鮫島病院 一回目（鹿児島市）

○富士ゼロックス鹿児島株式会社 一回目（鹿児島市）

○社会福祉法人 徳之島福祉会 一回目（大島郡伊仙町）

○社会福祉法人 以和貴会 一回目（鹿屋市）

今回認定した企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。



認定マーク「くるみん」

次世代法が改正され、平成27年4月1日から

特例認定（プラチナくるみん認定）制度が開始しました。

鹿児島労働局雇用均等室

「プラチナくるみん認定」は、くるみん認定を受けている企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たしたとき、申請を行うことによりプラチナくるみん認定を受ける制度です。

認定を受けると「プラチナくるみんマーク」を商品、広告などに付けることにより、くるみんマーク取得企業よりも両立支援の取組が進んでいることをPRすることができます。

次世代法、くるみん認定、プラチナくるみん認定についてのお問い合わせは、鹿児島労働局雇用均等室へ。（099-222-8446）



特例認定マーク「くるみん」



新認定マーク「くるみん」

学卒職業紹介状況

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

【平成27年3月学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は98.4%（前年同月比0.2ポイント増）、県外就職希望者の就職内定率は99.8%（前年同月比0.1ポイント増）、全体で99.1%（前年同月比0.2ポイント増）となりました。県内就職者は2,153人で就職者全体の51.9%。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は91.6%（前年同月比0.2ポイント減）、県外就職希望者の就職内定率は95.0%（前年同月比0.7ポイント増）、全体で93.3%（前年同月比0.3ポイント増）となりました。県内就職者は926人で就職者全体の48.6%。
- 景気の緩やかな回復基調が続いている中で、高校生の県内求人数は4,093人と前年同月比で694人（前年同月比20.4%）増加したこともあり、高校生の就職内定率は県内、県外、全体いずれの内定率も前年を上回りました。また、大学生については、県内就職希望者の就職内定率は、前年同月より微減となったものの、県内就職の内定者数は前年同月を47人上回っていることや、県内就職希望者の就職内定率は2年連続で90%を上回っている（90%を連続で上回るのは、平成3年3月以来24年ぶり）という状況から、大学生の就職内定状況も、高い水準にあります。
- 鹿児島労働局とりまとめの平成27年3月新規学卒者の就職内定状況については、下記の鹿児島労働局HPに掲載しています。

http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou.html

高卒求人は、夏休み前の早期提出を!!

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

- 平成28年3月新規高卒者向け求人受理は、6月22日（月）より県内各ハローワークにて開始されます。
- 高校生は、推薦開始前（9/5）の夏休み期間中に担任教諭、保護者の三者面談で応募先を検討する傾向にあるため、夏休み前に提出された求人が、高校生の応募対象となりやすいことから、できる限り夏休み前までの早期に求人提出をお願いいたします。
- 求人提出方法等は、県内各ハローワークにお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成26年度平均】

県内有効求人倍率0.78倍 全国平均有効求人倍率1.11倍
※平成27年3月における県内有効求人倍率は0.86倍と改善傾向です。

雇用管理に役立つ助成金、活用してませんか?

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金の改正について】

- ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。
- 「特定求職者雇用開発助成金」とは、ハローワークに求職申込をしている就職困難者（母子父子家庭、60歳以上の高齢者、障害者、震災被災者）を一定の条件で雇い入れた場合、一定の金額（総額40万円～240万円）を2～6回（最大3年）に分けて6か月ごとに助成する制度です。
- 今般の省令改正に伴い、平成27年5月1日以降の雇入れについては、給付額を始めとして、様々な要件の見直しがされております。
- その他、支給にあたり要件等ありますので、詳細は県内ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成27年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

平成27年度鹿児島労働安全衛生大会を下記により開催します。

安全衛生スタッフ、事業者の方の参加をお待ちしています。（事前の申込みは不要です）

●日 時 平成27年7月1日(水) 午後1時～4時20分（開場12:00）

●会 場 宝山ホール（鹿児島市山下町5-3 TEL 099-223-4221）

【特別講演】

メンタルヘルスのための職場環境整備 ～明るくあたたかい職場づくり～

講師 医療法人聖心会 かごしま高岡病院

理事長 ^{たか}高 ^{おか}岡 ^{しげる}茂 氏

【特別講演】

薩摩藩英国留学生が築いた日本の黎明 ～渡米150周年～

講師 いちき串木野市役所 観光交流課 観光交流係

主任 ^{おくのその}奥ノ園 ^{よう}陽 ^{すけ}介 氏

- 主 唱 厚生労働省 鹿児島労働局
- 主 催 (公社) 鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
鹿児島県砕石協同組合連合会
(公社) 建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部
- 共 催 (独) 労働者健康福祉機構 鹿児島産業保健総合支援センター
(一社) 日本ボイラ協会鹿児島支部
鹿児島県T H P 推進連絡協議会
- 協 賛 (公社) 鹿児島県医師会
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部
- 後 援 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社（予定）

◆ 特別講演者紹介 ◆

医療法人聖心会 かごしま高岡病院
理事長

^{たか}高 ^{おか}岡 ^{しげる}茂 氏



かごしま高岡病院 院長
鹿児島大学医学部臨床教授
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
鹿児島支部長
労働衛生コンサルタント・循環器専門医
医学博士、日本医師会認定産業医

いちき串木野市役所 観光交流課
観光交流係 主任

^{おくのその}奥ノ園 ^{よう}陽 ^{すけ}介 氏



平成13年市来町役場（現在、いちき串木野市）に入庁。平成22年より同市政策課に配属後、薩摩藩英国留学生記念館建設設計の担当となり、平成26年7月同記念館の開設に携わる。現在、同市観光交流課主任として、記念館の運営に従事している。

労働安全衛生法に基づく 免許試験のご案内

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター

鹿児島地区出張特別試験が平成27年8月29日（土）に次のとおり実施されます。

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

① 学科試験手数料

各免許試験とも 6,800円

学科試験手数料の払込は、所定の用紙を使用し、郵便振替又は銀行振込にしてください。（現金納入はできません。）

4 受験申請書の受付期間（必着）

平成27年7月2日（木）から7月15日（水）まで（土・日を除く）

★実技試験について

(1) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）、移動式クレーン運転士免許試験及び揚貨装置運転士は、実技試験を伴いますが、登録教習機関の実技教習修了者（有効1年）は実技試験が免除となります。

(2) ※揚貨装置運転士の実技試験は、水島港湾技能教習所（岡山県）で実施いたします。

(3) 本試験に係る実技試験は、クレーン・デリック運転士（クレーン限定）・移動式クレーン運転士を平成27年9月29日（火）に、予定しています。（この試験日以外のセンターの試験を受験することもできます。）

(4) 実技試験手数料

11,100円を実技試験当日九州安全衛生技術センター受付に現金で納入してください。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

（福岡県久留米市東合川5丁目9番3号）

TEL0942-43-3381 <http://www.kyushu.exam.or.jp/>

5 鹿児島国際大学への交通機関

(1) JR

鹿児島中央駅から指宿・枕崎線「喜入、山川または枕崎行き」で坂之上駅下車、乗車時間約25分、徒歩約20分。

(2) 鹿児島交通バス（山形屋バスセンター）

- ・「平川動物園行き」又は「指宿・枕崎行き」で、坂之上南停留所下車、徒歩約20分。
- ・「国際大学・慈眼寺団地行き」で国際大学前停留所下車、徒歩約5分。

注・バスは、道路事情によって、かなりの遅れも見込めますので、ご注意ください。

特に、「国際大学・慈眼寺団地行き」は、便数が少ないので注意が必要です。

- ・駐車場はありますが、交通混雑が予想されますので、車で来られる方は、余裕をもってお出かけください。また、必ず正門を上がらず、学生駐車場入口から進入して下さい。

別表1 試験の種類及び 試験の日時・場所

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験日	試験の種類	試験時間	試験場
8月29日（土）	○ 第一種衛生管理者	9:30～12:30	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 2号館 所在地：鹿児島市坂之上 8丁目34-1 (試験当日の間合せ先： TEL 090-8689-4071)
	○ 第二種衛生管理者	9:30～12:30	
	★ クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	13:30～16:00	
	★ 移動式クレーン運転士	13:30～16:00	
	★ 揚貨装置運転士	13:30～16:00	
	潜水士	10:00～15:30	
	○ 一級ボイラー技士	10:00～15:30	
	二級ボイラー技士	13:30～16:30	
	ボイラー整備士	13:30～16:00	※試験については、大学に問い合わせをしないで下さい。
(注) 1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。 2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。 3. 大学構内は「歩行喫煙・ポイ捨て厳禁」です。喫煙は所定の場所をお願いします。 4. 試験当日は、大学内の食堂・売店は営業していません。			

別表2 受験申請書の受付

試験の種類ごとに次の団体で受付けます

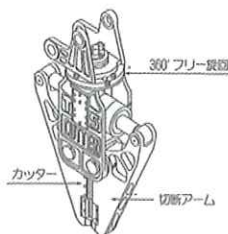
試験の種類	受験申請書提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 (〒892-8550) 電話：099-226-3621
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエビル205号 (〒892-0816) 電話：099-223-1544
クレーン・デリック 運転士(クレーン限定) 移動式クレーン運転士	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部 所在地：鹿児島市谷山港2丁目4番15号 (〒891-0131) 電話：099-284-6217 鹿児島県トラック研修センター内
潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 (〒890-8512) 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター (〒892-0835) 電話：099-226-2611



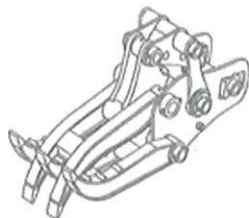
車両系建設機械（解体用）技能特例講習

鹿児島教習所

平成27年6月30日で終了となります。未修了者はお急ぎください。



鉄骨切断機



解体用つかみ機



コンクリート圧碎機

平成25年7月1日の法改正より、上図のような解体用建設機械の運転には、「法改正後に実施する車両系建設機械（解体用）運転技能講習」又は「車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習」の修了が必要です。

法改正以前に解体用の技能講習を修了された方も、特例講習を受講しなければ、新たに規制される解体用建設機械の運転はできないこととなります。

平成27年7月1日以降は、法による経過措置が終わり特例講習（又は法改正後の技能講習）を修了しなければ無資格運転となりますのでご注意ください。

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講資格
車両系建設機械運転 (解体用) 第1種	6/29	6/1～6/5	6,000円	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了し、平成25年7月1日において新たに規制される解体用建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者
車両系建設機械運転 (解体用) 第2種	6/29	6/1～6/5	11,500円	【受講資格】 平成25年6月30日までに車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了し、平成25年7月1日において新たに規制される解体用建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験の無い者
車両系建設機械運転 (解体用) 第3種	6/29	6/1～6/5	7,500円	【受講資格】 車両系建設機械（整地等）運転技能講習を修了し、平成25年7月1日において新たに規制される解体用建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
フォークリフト運転技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL 0994-40-9055 FAX 0994-40-9056	【全科目者】 7/27～7/31	6/22～6/24	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 7/27～7/28		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
小型移動式クレーン運転技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL 0994-40-9055 FAX 0994-40-9056	8/3～8/5	6/29～7/3 (7/1を除く)	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

平成27年7月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市セツ島1-6-2

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/6～7/10 【科目免除者】 7/6～7/7	6/8～6/12	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
	玉 掛 け	7/6～7/8	6/8～6/12	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	建築物等の鉄骨の組立等 作 業 主 任 者	7/9～7/10	6/8～6/12	会員 13,280円 一般 14,280円	・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上従事した経験を有する者 等
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 7/13～7/17 【科目免除者】 7/13～7/14	6/15～6/19	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	石 綿 作 業 主 任 者	7/16～7/17	6/15～6/19	会員 12,716円 一般 13,716円	
	小型移動式クレーン運転	7/21～7/23	6/22～6/26	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	7/27～7/28	6/29～7/3	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	7/30～7/31	6/29～7/3	会員 12,824円 一般 13,824円	
	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	7/27～8/1	6/29～7/3	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
	ロ ー ラ ー 運 転	6/30～7/1	6/1～6/5	会員 16,820円 一般 20,060円	
特 別 教 育	ア ー ク 溶 接 等	6/29～7/1	6/1～6/5	会員 18,360円 一般 21,600円	
	酸素欠乏危険作業	7/2	6/1～6/5	会員 8,856円 一般 9,936円	
	研削といしの取替え (自由研削用)	7/3	6/1～6/5	会員 10,908円 一般 11,988円	
	ク レ ー ン 運 転	7/13～7/14	6/15～6/19	会員 16,770円 一般 20,010円	
	低 圧 電 気 取 扱	7/21～7/22	6/22～6/26	会員 15,768円 一般 19,008円	
そ の 他	職長その他現場監督者	7/2～7/3	6/1～6/5	会員 12,744円 一般 15,984円	
	安 全 衛 生 推 進 者	7/23～7/24	6/22～6/26	会員 12,176円 一般 13,176円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。